

基幹避難所運営方針

令和 8 年 3 月策定
東海村災害対策本部

1 目的

本方針は、東海村内において大規模災害が発生し、またはそのおそれがある場合における基幹避難所の設置、運営体制、避難者の役割分担等に関する基本的な事項を定め、もって基幹避難所の円滑、かつ、安全な運営を図ることを目的とする。

2 基本理念

避難者が主体となって役割を担い、当事者の意見を適切に反映することにより、多様な避難者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等）に配慮した、誰もが安全、かつ、安心して生活できる避難環境を確保する。

3 方針

- (1) 基幹避難所の設置・運営の中心は、行政（村災害対策本部・施設管理者）が担う。
- (2) 避難生活のために必要な役割（機能班）は、避難者自らが分担する。
- (3) 基幹避難所における生活ルール、運営事項等を決定する場合は、行政（村災害対策本部）が調整役となり、避難者同士又は代表者による話し合い等を通じて合意形成を図る。
- (4) 行政と避難者の役割分担は、以下のとおりとする。
 - ①行政（村災害対策本部・施設管理者）の役割
 - ア 基幹避難所の設置及び運営の主体となる。
 - イ 基幹避難所の運営体制の構築、物資の管理、情報提供、調整役等を担い、避難者の自助・共助を促進する。
 - ウ 施設管理上の安全確保及び避難者の生活支援を担う。
 - ②避難者の役割
 - ア 自治会加入の有無や当該地域における居住状況に関わらず、避難所生活の維持・向上のため、主体的に避難所運営に携わる。
 - イ 避難所の生活の維持・向上のため、次の機能班を設ける。
 - (ア) 総務・情報連絡班
 - (イ) 被災者支援・救護班
 - (ウ) 施設管理・衛生班
 - (エ) 給食・物資調達班

4 位置付け

本運営方針は、東海村地域防災計画との整合を図りながら運用し、必要に応じて見直しを行う。

別記 機能班業務一覧表

機能班名	主な役割・業務内容
(1) 総務・情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ○行政職員等との連絡調整 ○避難者受け入れ ○情報収集と発信 ○ボランティアや支援団体との協力
(2) 被災者支援・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者の健康状態の把握と支援 ○応急処置の実施 ○要配慮者への支援 ○防犯対策（見回り活動） ○衛生用品や生活支援物資の配布
(3) 施設管理・衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所施設の安全確認 ○資機材（ベッド、テント、トイレ等）の設置 ○トイレ、洗面所などの清掃と衛生管理 ○ゴミの分別、収集、処理 ○感染症予防対策（消毒、換気など）
(4) 給食・物資調達班	<ul style="list-style-type: none"> ○支援物資の配布、管理 ○炊き出しや簡易調理の実施 ○調理施設の衛生管理

※上記の役割は一例であり，状況に応じて柔軟に編成・調整する。